



平成 19 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 トヨクニ電線株式会社
代表者名 代表取締役社長 猪口 洋志
(JASDAQ コード 5811)
問合せ先 理事・総務部長 山本 博
TEL : 048(559)2151

臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定のお知らせ

当社は、平成19年12月10日開催の取締役会において、平成19年11月6日に開始された、当社の親会社である住友電気工業株式会社（以下「住友電工」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関連して、当社が住友電工の完全子会社となるための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施する方針を決定いたしました。

当社は、本完全子会社化手続に際して必要となる当社の定款一部変更等（下記2.をご参照ください。）についてご承認をいただくための臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会（いずれも平成20年2月中旬開催予定。）の基準日を、平成19年12月26日に設定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本完全子会社化手続の目的

住友電工は、平成19年11月6日から平成19年12月5日まで当社普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行った結果、平成19年12月13日の決済日をもって当社普通株式2,486,723株を取得する予定です。その結果、住友電工は5,727,723株を所有するに至ります。

（総株主の議決権数に対する所有割合は95.96%（平成19年3月31日現在の当社発行済株式総数(6,000,000株)から、当社が所有する自己株式数(平成19年3月31日現在31,750株)を控除した株式数(5,968,250株)に係る議決権数5,968個を基準に算出しております。）となります。）

当社がより高い収益力や競争力を追求するためには、住友電工グループの経営資源の活用を一段と進め、製品開発、モノづくり及び販売面等での連携を強化することが必要であると考えて

おります。具体的には、住友電工との間の意思決定の二重化や遅れ、並びに業務の重複を解消し、また住友電工グループ内の人材、資金、資材等の経営資源の一元化を図り、従来以上に効率的かつ機能的な事業運営を行うことが必須と認識するに至りました。

当社といたしましても、当社が住友電工の完全子会社となることにより、当社と住友電工との間で、FTTH、更には今後立ち上がりが期待される次世代ネットワーク（NGN）関連市場において、高度化・複雑化する顧客ニーズに対し、当社が強みをもつCADによる製品設計技術や、分岐加工・コネクタ加工といったプレハブ化技術を活用した新製品の開発、製品の市場投入の加速化、品質・コスト競争力の強化、販売ネットワークの共有化等による営業力の強化等のシナジー効果が期待できます。これにより、当社を含めた住友電工グループの事業競争力を強化し、更なる企業価値向上に寄与するものと考えていることから、住友電工が当社の完全子会社化を実現することが当社にとって必要であると判断しております。

2. 本完全子会社化手続の要旨(予定)

当社は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行するすべての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び、③当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付すること、以上①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会を開催する予定です。

上記①ないし③の各手続が実行された場合には、当社の発行するすべての普通株式は、全部取得条項が付された上で、すべて当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けにおける買付価格(1株当たり 520 円)を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における当社の事業、業績、財務状態、資産もしくは経営又はこれらの見込み等によっては、この金額が本公開買付けにおける買付価格と異なり、これを上回るか、同等である又は下回ることもあり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定であります。当社が、住友電工がその発行済株式の100%を所有する完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主(但し、住友電工を除きます。)に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記①ないし③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的として、会社法上、(a)上記②の当社の発行するすべての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、当社の株主はその有する株式の買取

請求を行うことができる旨定められており、また、(b)全部取得条項が付された当社株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当社の株主は当該当社株式の取得価格決定の申立てを行うことができる旨定められております。これらの(a)又は(b)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けにおける買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

上記方法については、本公開買付け後の住友電工の株券等所有割合、住友電工以外の当社株主の、当社株式所有状況、又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、住友電工は、住友電工以外の当社株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により当社の完全子会社化を実施することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けにおける買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における当社の事業、業績、財務状態、資産もしくは経営又はこれらの見込み等によっては、この金額が本公開買付けにおける買付価格と異なり、これを上回るか、同等である又は下回ることがあり得ます。以上の場合における具体的な手続については、住友電工と協議のうえ、決定次第、速やかに公表致します。

なお、本プレスリリースは、上記の当社株主総会における当社株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記各手続における税務上の取扱いについては、株主各位において税務専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社の普通株式は、現在、株式会社ジャスダック証券取引所に上場されておりますが、当社の株券は、株式会社ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、住友電工は、本公開買付け終了後に、適用法令に従い、当社を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には当社の株券は上場廃止となります。上場廃止後は、当社株式を株式会社ジャスダック証券取引所において取引することはできません。

3. 本完全子会社化手続の日程等

(1) 本完全子会社化手続の日程の概略（予定）

取締役会決議（基準日設定）	平成19年12月10日（月）
基準日（臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会）	12月26日（水）
取締役会決議（臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集に関する内容決定）	平成20年 1月17日（木）
臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会開催	2月中旬
株券提出手続の開始日（株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知送付）	2月中旬

整理ポストへの指定	2月中旬
当社普通株式にかかる株券の売買最終日	3月中旬
当社普通株式にかかる株券の上場廃止予定日	3月中旬
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日	3月中旬
株券提出の期限	3月中旬
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の効力発生日	3月中旬

(2) 本定款一部変更等後における当社の株式にかかる株券の上場廃止に関する事項

当社普通株式にかかる株券は、平成20年2月中旬から平成20年3月中旬までの間、整理ポストに指定された後、平成20年3月中旬をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

4. 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日の設定

(1) 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日の設定

当社は、平成20年2月中旬開催予定の臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため、平成19年12月26日を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使すべき株主といたします。

- ① 公告日 平成19年12月11日(火)
- ② 基準日 平成19年12月26日(水)
- ③ 公告掲載方法 電子公告(当社ホームページに掲載)

<http://www.toyoden.co.jp/kokoku/denkoku.html>

(2) 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会について

開催予定日 平成20年2月中旬

(3) 当社普通株主による種類株主総会のための基準日の設定についての補足説明

公告日現在において、当社は会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社ではありませんが、当社は、上記臨時株主総会において、①当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めをすること、②当社定款の一部を変更し、当社普通株式に会社法第108条第1項第7号に規定する全部取得条項を付す旨の定めをすること、並びに③会社法第171条第1項及び上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項を付した普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の株主から当社全部取得条項付普通株式の全て(自己株式を除く。)を取得し、当該取得と引換えに当社種類株式を交付すること等の議案を付議する予定です。上記臨時株主総会において上記議案①が決議されますと、当社は会社法上の種類株式発行会社となります。会社法第111条第2項第1号により、上記議案②は、当社普通株主による種類株主総会の承認が必要となりますので、臨時株主総会と併せて当社普通株主による種類株主総会を開催するものです。

なお、全部取得条項付普通株式に変更される予定の株式は、上記基準日設定公告日現在において当社の発行しているすべての株式であることから、基準日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主のすべてが、当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定公告の対象となります。

5. その他

(1) 本完全子会社化手続後の状況

本完全子会社化手続による商号・事業内容・本店所在地・代表者・資本金の変更はありません。

(2) 本完全子会社化手続による業績への影響の見通し

本完全子会社化手続による当社の連結及び単体事業への影響は想定しておりません。

以上